

山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業の概要

R7.4.1変更

問題意識

造血幹細胞移植とは

血液系のがん、再生不良性貧血などの疾患の治療の一環として行われ、幹細胞移植により血液を造る細胞をリセットすることができるが、同時にそれまでに獲得してきた免疫が完全に消失する。移植後は、予防接種によることしか、免疫を回復する手立てがない。

造血幹細胞移植後予防接種の支援の必要性

- ✓ 持続的な免疫不全により感染症にかかったときに重症化しやすい
- ✓ 持続感染により新たな感染症の発生や、既存の感染症の変異が起こる可能性
- ✓ 持続感染により1年半以上病原体が体内に存在し、周囲にまん延させるおそれ

高額な移植医療に加え、保険が適用されない予防接種は大きな負担

成人：小児＝8：2

支援の必要性を考慮した対象疾病の設定



造血幹細胞移植患者の救済と疾病予防の強化



新たな感染症の発生予防と既存感染症のまん延防止

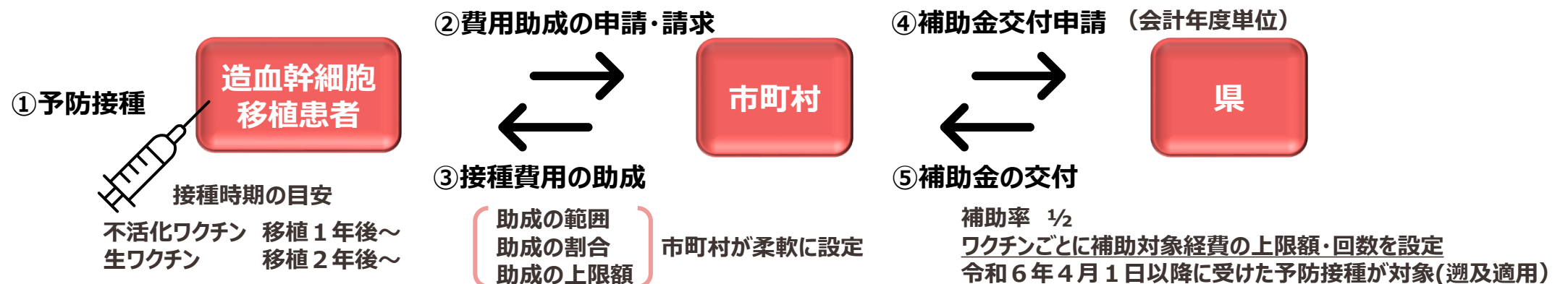
支援の目的・性質		補助対象疾病	予防接種歴	補助の年齢制限
予防接種対策	早期に国民に広く予防接種を行い、国内での流行を阻止することが重要と国が位置付けている疾病の予防を強化	ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ、肺炎球菌感染症、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、B型肝炎、ヒトパピローマウイルス感染症 ^{*1}	確認不要	原則として年齢制限なし（各ワクチンの薬事承認の適応範囲に限る。 ^{*2}
感染症対策	移植患者の持続感染による新たな感染症の発生や既存感染症の周囲へのまん延を防止	インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		

^{*1} 造血幹細胞移植後患者への予防接種が想定されない結核及びロタウイルス感染症を除く。

^{*2} 要綱施行時点の薬事承認では、4種混合ワクチン及び5種混合ワクチンの使用については、15歳未満の年齢制限があるが、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンを使用することにより、年齢の制限なくジフテリア、百日せき、破傷風及びポリオの予防接種が可能。

患者支援の方法

スキーム



次の要件に該当する者について、造血幹細胞移植後予防接種の費用を助成した市町村事業に対し、県が補助

- | | |
|-------------------------------|---|
| A 造血幹細胞移植の医療を受けた者 | D 当該予防接種について、予防接種法その他の制度による助成等を受けていない者 |
| B 移植後の医療として予防接種が必要と医師が認めた者 | E 当該予防接種を受けた日の翌日から起算して「1年」 ^{*3} を経過する日までに、接種日に居住していた市町村へ助成の申請があった者 |
| C 接種日時点で当該市町村の住民基本台帳に記録されている者 | |

^{*3} 令和6年度に受けた予防接種については、「2年」とする。

患者支援の最大化と感染症リスクの最小化

制度開始

令和6年12月4日施行 令和6年4月1日適用（山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱）

